

④ 令和6年度 トランシップ貨物誘致事業 募集実施要領（個別）

阪神国際港湾株式会社

1. 目的

本事業は、国際基幹航路を活用した阪神港における外貿トランシップを促進し、貨物の増加を図るとともに国際基幹航路を維持・拡大させることを目的に実施するものです。

2. 委託事業内容

(1) 対象事業

アジア～北米・欧州・大洋州・アフリカ・中南米間等において三国間輸送されているコンテナ貨物を、国際基幹航路を活用し阪神港でトランシップする事業（日本の輸出入貨物を除く）

(i)

対象者	外航コンテナ船社
要件	①実入コンテナあるいは空コンテナであること
	②年間 1,000TEU 以上が見込まれること

(ii)

対象者	荷主または物流事業者
要件	①令和6年度に新たなルートを活用して輸送をすること
	②実入コンテナであること

ただし、委託事業終了後に1年以上の継続が見込まれる事業であることが必要です。

また、委託事業終了後、1年間事業が継続されなかった場合、以後委託対象となった事業と同一の内容では事業の委託をいたしかねますのでご注意ください。継続状況について、委託事業終了後に当社より確認をさせていただく場合があります。

なお、当事業の委託対象となる貨物は、委託対象期間中に阪神港において外国貿易船から揚げ荷されかつ外国貿易船に積み荷される必要があります。

(2) 委託対象者

- (i) 外航コンテナ船社またはその日本代理店
- (ii) 荷主または物流事業者

(3) 委託内容

当社と提案事業者との間で協議のうえ、合意された業務について委託し、業務委託料については、下記の目安となる単価をもとに協議を行い決定します。ただし、委託期間内において同事業が終了した場合は、当該事業にかかる業務委託契約を解除もしくは変更のうえ、業務委託料のお支払いが出

来ませんのでご留意ください。

○目安となる単価

(i) 実入コンテナ：1TEU あたり 10,000 円

空コンテナ：1TEU あたり 5,000 円

(ii) 1TEU あたり 20,000 円

※適用上の注意

コンテナ取扱本数は、阪神港での揚げと積み合わせて1本とみなします。

(ii) については、業務委託料の対象となる貨物量の上限は1提案あたり1,000TEUとします。

(4) 提出書類

【事業計画の提案時】

- ① 事業計画提案書（様式1④トランシップ）
- ② 提案事業者の会社概要（様式2共通）
- ③ その他提案内容の確認のため当社が必要と認める資料

【事業完了時】

- ① 事業実績報告書（様式3④トランシップ）
- ② その他事業実績の確認のため当社が必要と認める資料

なお、提案にかかる各種様式については当社までお問い合わせください。

※応募方法等は「募集実施要領(共通事項)」をご参照ください。

以上

【本事業のお問い合わせ・受付窓口】

阪神国際港湾株式会社

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

営業部 営業課 ☎078-855-3206（直通）

ホームページ <https://hanshinport.co.jp/>

E-mail senryaku@hanshinport.co.jp